お知らせ

令和８年１０月

総合支援学校（小学部６年生）の保護者の皆様へ

京都市教育委員会

京都市認定地域クラブ活動（愛称：「京クラ」）への参加について
～令和10年９月から「京クラ」が始まります～

京都市では、本年７月、京都市立中学校部活動の改革の方向性等を示す「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針」（令和７年７月策定）の具体的な枠組みに関して、より詳細な内容や今後の計画等について定めた「京都市学校部活動地域展開実施計画」を策定しました。

現状、京都市立総合支援学校（中学部）では、中学校と同様の部活動は実施されていませんが、京都市としては、現在、小学部６年生の児童についても、令和１０年９月からは、部活動に代わる「京クラ」に参加できる環境づくりに努めてまいります。

なお、「京クラ」は、現在の中学校の部活動を地域・民間団体等に移すものではありません。これまでの中学校部活動が担ってきた教育的な意義を大切にしながら、地域・民間団体等が主体となって、子どもたちが自分の興味・関心に応じて活動を選択できる新しい仕組みです。

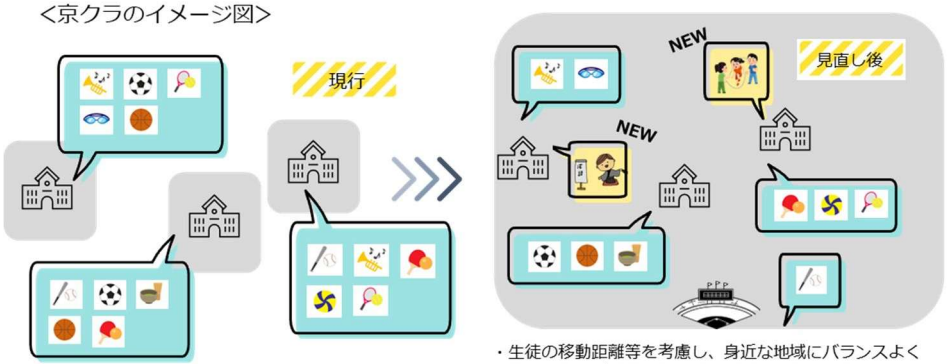
１　京都市立総合支援学校における生徒の「京クラ」への参加

京都市立中学校では、これまでの部活動を廃止し、令和１０年９月以降、部活動の教育的意義を継承する「京都市認定地域クラブ活動（愛称：京クラ）」を創設したうえで、各校で「放課後活動（愛称：放活）」を実施します。

障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要であることから、令和１０年９月以降、京都市立総合支援学校（中学部）における生徒についても「京クラ」に参加できるよう環境整備に努めてまいります。

なお、京都市立総合支援学校（中学部）では、これまで中学校と同様の部活動が実施されておらず、中学校の放課後にあたる時間もないことや、スクールバスの運行や放課後等デイサービスの送迎などにより、生徒それぞれの下校時刻が決められていることなどを踏まえ、当面、京都市立総合支援学校は「京クラ」の活動場所として活用せず、「放活」も必ずしも各学校で実施されるものではないことに御留意願います。

<京クラのイメージ図>



・中学校では、学校ごとに様々な部活動（種目）が実施されています。

・生徒の移動距離等を考慮し、身近な地域にバランスよく様々なクラブ（種目）の活動場所を設置します。
・これまでになかった新しい活動も想定しています。
・活動場所は中学校が基本ですが、学校以外の施設利用も想定しています。

▶「京都市認定地域クラブ活動（京クラ）」とは…
地域・民間団体等が主体となって実施される、これまでの部活動の教育的意義を継承するスポーツ活動及び文化芸術活動です。
なお、京クラは学校の管理監督外で行われる活動であり、費用は原則本人負担です。

2　今後の主なスケジュール（予定）

令和９年１月～3月	**京クラの実施主体を公募** 令和 10 年９月に向け、速やかに活動環境の整備を進めるため、令和９年１月頃には京都市が募集要項を示し、実施主体（京クラを実施する地域・民間団体等）の公募を実施します。
４月頃	**募集要項（認定要件）に基づく審査のうえ、京クラとして認定・公表** 令和９年４月頃には、京クラの活動内容や活動場所、活動頻度、参加費等をお知らせする予定です。
９月頃～	**京クラ体験会の開催** 子どもたちが参加を希望する京クラに出会えるよう、活動環境が整った京クラを対象とした「体験会」を開催する予定です。
令和 10 年４月	**京クラの参加生徒募集開始** 京クラへの具体的な参加方法や手続きについては、決まり次第お知らせします。
８月末	**原則、中学校部活動を廃止**
９月	**部活動地域展開（京クラ及び放活の開始）**

3　「京クラ」の認定要件

京クラは、子どもたちが安心して参加できるように、適切な活動時間や休養日の設定、適切な指導体制や安全確保の体制の確保、可能な限り低廉な参加費等の設定等を要件とします。

（参考）よくある質問と回答

［京都市教育委員会ホームページ］
トップページ →学校教育 →部活動の地域連携や地域クラブ活動充実に向けた環境整備
→児童生徒・保護者の皆様向け情報 →よくある質問と回答

（掲載例）

Q　京クラの活動場所はどこでしょうか？また、活動場所まで自転車で行くことは可能でしょうか？

A　学校施設やその他の公共施設、実施主体が拠点とする民間施設が京クラの活動場所となる想定をしています。特に、これまで部活動で使用していた中学校施設については、京クラの主な活動場所として活用する方向で検討を進めています。
　また、活動場所までの移動については、徒歩、自転車、公共交通機関、保護者による送迎などを想定しています。自転車については、保険加入やヘルメット着用など、安全確保の条件を確認したうえで利用を認める方向で検討を進めています。

Q　京クラはいつ活動するのでしょうか？

A　京クラの活動日は、各実施主体が決めることになりますが、適切な活動時間や休養日の範囲内（平日２時間、休日３時間、週当たり１１時間程度、週２日以上の休養日）であれば、週１日や週５日の活動など、様々な活動頻度で実施することが想定されます。
　なお、平日の京クラ開始時刻は、可能な限り早い時刻となるよう検討を進めていますが、学校教育活動への影響なども考慮して、中学校長会等とも協議しているところです。

問い合わせ先：京都市教育委員会事務局 指導部 部活動地域展開準備室（TEL：075-708-6551）